

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町石丸 (石丸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月27日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は13.38haあり、耕作の継続について、定期的に確認する必要がある。
- ・集落営農組織の石丸農業生産組合は、平均年齢が70歳であり、高齢化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
 - ・生産調整を集落全体のブロックローテーションで取組んできており、これからも地域の中心となる経営体である石丸農業生産組合、常澤穀、農事組合法人みのり会が中心となって取組を維持していく。
- 中心となる経営体以外の農業者は、水稻以外の作物については、ブロックローテーションに協力することで、集落全体での生産を継続し生産性の向上に協力する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
10年前にパイプライン、暗渠排水を整備
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③直進アシスト機能付きの田植機を使用している(生産組合)
- ⑦耕作者・地主が協力し、用水路や排水路の泥上げ作業を実施している
- ⑧地域内で空いている農作業小屋を格納庫として借りている(生産組合)

4 変更申請履歴

目標地図における農業を担う者が耕作する農地の除外1筆【農地転用】(令和8年7月)

--